

犬山市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防犯カメラを設置する町内会、自治会、区及びコミュニティ推進協議会等（以下「町内会等」という。）に対し、その設置費用を補助することにより、安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、街頭犯罪、侵入盗等の防止を目的として、主に道路を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えるものをいう。

(補助金交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、防犯カメラを設置する町内会等のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 犬山市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン（平成27年7月1日制定）に適合した防犯カメラの運用要領を策定していること。

(2) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。

2 補助金の交付申請及び請求は、町内会等の長が行うものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ及び表示板の購入及び設置に係る費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 防犯カメラの維持又は管理に要する費用

(2) 防犯カメラの設置に係る地代及び占用料

(3) 防犯カメラの操作指導料

(4) 既存の設備の撤去に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一の町内会等に対し、一の年度につき500,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

（交付申請）

第6条 町内会等の長は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、犬山市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会の予算書等の写し

（2）住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書の写し

（3）防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真

（4）防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真

（5）防犯カメラの運用要領

（6）防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類

（7）防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し

（8）防犯カメラのカタログ等その仕様がわかる書類

（9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、犬山市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を犬山市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第3）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 第6条の規定により補助金の交付申請をした者（以下「補助金交付申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更）

第9条 補助金交付申請者が、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後において、当該事業の計画変更をしようとするときは、犬山市防犯カメラ設置費補助金事業計画変更届（様式第4）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（変更決定通知）

第11条 市長は、前2条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消したときは、犬山市防犯カメラ設置費補助金変更決定通知書（様式第5）又はその旨を記載した書面により補助金交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第12条 補助金交付決定者は、防犯カメラの設置が完了したときは、犬山市防犯カメラ設置費補助金事業完了報告書（様式第6）に、次

に掲げる書類を添えて当該防犯カメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は第7条第1項の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 設置場所を借用する場合には、地権者の同意書や許可書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容（これに条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第7）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、犬山市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づいて補助金を交付するものとする。

（書類の整備）

第15条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助金交付団体は、当該事業により取得した財産（以下「取

得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産は、設置した日から起算して3年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 補助金交付団体は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により承認を受けた補助金交付団体に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日要綱第46号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則 (令和4年1月20日要綱第1号)

- 1 この要綱は、令和4年1月20日から施行し、改正後の第12条の規定は、同日以後に要綱第7条第1項の交付決定を受けた補助金に係る要綱第12条の報告について適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして、使用することができる。

附 則（令和4年3月2日要綱第13号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和5年3月16日要綱第28号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。